

市区町村  
受付印

## 調整給付金(不足額給付分)申請書

支給市区町村  
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

北名古屋市長 様

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。様式第1(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

## 【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
  - ・青色事業専従者 又は 事業専従者の方
  - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。本市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて市町村に事前に確認しています。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

## 【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

## 1. 申請者(本人)

フリガナ 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )

## 【代理申請を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。 (法定代理の場合は、本人の署名は不要です。)			本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

提出書類

『調整給付金(不足額給付分)申請書』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

誓約・同意事項(表面中段)

本人(又は代理人)の氏名など(表面下部)

署名(裏面下部)

『令和6年分所得税の源泉徴収票 又は 確定申告書のコピー』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類のコピーをご用意ください。

『事業主の令和6年分所得税確定申告書 又は 青色事業専従者に関する届出書のコピー等』

※ 青色事業専従者又は事業専従者の方のみご注意ください。

『本人(代理人)確認書類のコピー』

※ 本人のマイナンバーカード(表面)、運転免許証(運転履歴証明書)、パスポート、健康保険証、介護保険証等のコピーを貼付してください。

以下3点については、転入等で令和6年度個人住民税と令和7年度個人住民税の課税団体が異なる方のみご注意ください。

『令和6年度個人住民税の納税通知書 又は 課税証明書のコピー』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類のコピーをご用意ください。

『住民票の写し』

『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書のコピー』

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。  
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 本人(代理人)氏名

本人(代理人)の本人確認書類

マイナンバーカード(表面)、運転免許証(運転履歴証明書)、パスポート、健康保険証、  
介護保険証等のコピー(いずれか1つ)

※代理による場合は本人及び代理人の本人確認書類を貼付